

令和2年4月（第5回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和2年4月14日（火）18:30～19:00

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、松岡学校教育課長、長谷川学校教育課長同格

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和2年4月14日の第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、山野委員から欠席の連絡がありましたが、3人の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第21号 宇部市立小中学校の臨時休校における対応について」の1件となっております。

教 育 長： まず初めに、未確定の情報ですが、宇部市内でコロナウイルス感染症の患者が発生したようです。今夜中には、確定すると思いますが、発生を前提として臨時休業等の対応について協議したいと思います。それでは、「議案第21号 宇部市立小中学校の臨時休校における対応について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第21号 宇部市立小中学校の臨時休校における対応について」、説明します。基本方針として、宇部市でコロナウイルス感染症の患者が出た場合は、教育委員会会議で協議し、一斉臨時休校等の対応を決定します。そして、一斉臨時休校決定の翌日は通常事業を実施し、翌々日から2週間程度一斉臨時休業を実施します。ただし、状況によって期間の短縮、延長を検討することとしています。本日の発生を前提として、4月16日から4月29日までの2週間が臨時休業の期間となります。臨時休業における具体的な対応としましては、臨時休業中の児童生徒の過ごし方として、臨時休校の意図を理解し、不要不急の外出は避ける。但し、心身の健康を考え適度な運動を実施する。自宅においても咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行う。学校から指示のあった課題や授業の復讐を行う等を指導します。また、学校施設の開放については、特別な支援が必要な生徒や家庭で対応が困難な児童生徒については、保護者の希望により学校施設を開放します。開放時間は8時30分から12時までとし学童保育に参加する児童の弁当時間を12時から12時30分とします。学習に関

しては学習プリントによる課題を提示し、家庭訪問や登校日等で確認します。臨時登校日等については、第1週に家庭訪問や電話連絡を行い、第2週以降に、時差登校を実施します。子どもの居場所確保として、学童保育等における教室等の利用について、最優先で協力することとします。

教 育 長： ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委 員： 下関市や下松市では、休校を延長されたと思いますが、次の感染者が出た場合、そこからさらに2週間延長ということになるのでしょうか。

事 務 局： 一度臨時休業となっており、再開の判断が非常に難しくなると思います。

委 員： 今後感染者が出なければ、4月30日と5月1日は、登校するということになるのでしょうか。

教 育 長： 連休中は全て休校するという考え方もありますが、原則2週間ということで、状況を見ながら判断したいと思います。

委 員： 学校の施設開放とありますが、手続きは直接学校で行うということになりますか。

事 務 局： 様式は、こちらで作成していますが、学校の都合が良い方法で実施することとなります。

教 育 長： それでは、現状未確定のことではありますが、今後、感染者が正式に判明すれば、この対応をとっていくということによろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。

追記

4月15日に山口県教育委員会が、県立学校を4月16日から5月6日まで臨時休業とすることを発表した。これに伴い、宇部市立学校についても、臨時休業期間を4月16日から5月6日までとすることを、教育長が各委員に電話にて提案し、了承を得た。